

2019年度輸送の安全に関する公表（情報公開）

横瀬観光有限会社は2019年運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり運輸の安全に関する公表を行っております。

1. 運輸の安全に関する基本的な方針

- 社長は運輸の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において運輸の安全の確保に主導的な役割をはたします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を踏まえつつ、社員に対し運輸の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- 安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PLAN、DO、CHECK、ACTION）を確実に実行し安全対策を不断に見直すことにより、社員が一丸となって業務を遂行することで絶えず運輸の安全の向上につとめます。
- 運輸の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 運輸の安全に関する目標（2019年度）

（1）運輸の安全に関する目標（2019年4月1日～2020年3月31日）

人身事故 0件

物損事故 0件

（2）運輸の安全に関する目標と達成状況（2018年度）

人身事故 0件

物損事故 1件（相手方がセンターラインを割って正面衝突）

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報（2018年度）

件数 0件（人身事故0件、物損事故0件）

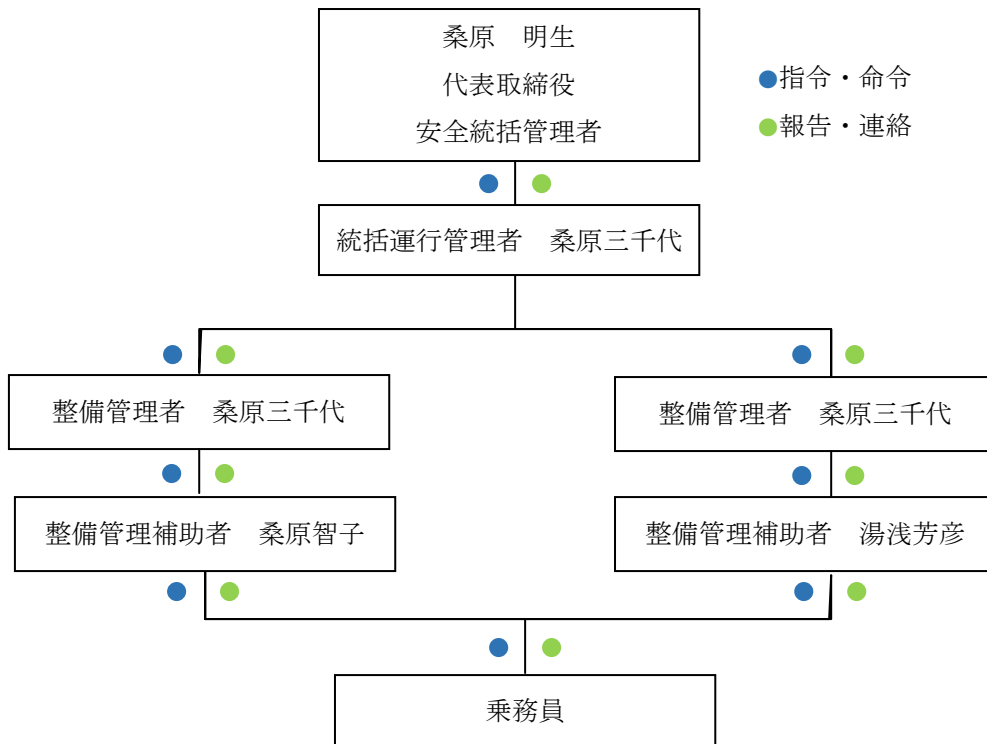
自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生しておりません。

4. 運送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

- （1）運転者年間計画を作成し、初任運転者研修、適齢運転者研修、現運転者研修に対する関係法令の遵守、ヒヤリ・ハットの収集分析を実施し掲示板等に張り、運輸の安全確保に向けた意識の向上を図ります。
- （2）交通安全運動期間中は事故防止運動に実施します。
 - ・春の全国交通安全運動
 - ・夏の事故防止運動
 - ・秋の全国交通安全運動
 - ・年末年始自動車輸送安全総点検

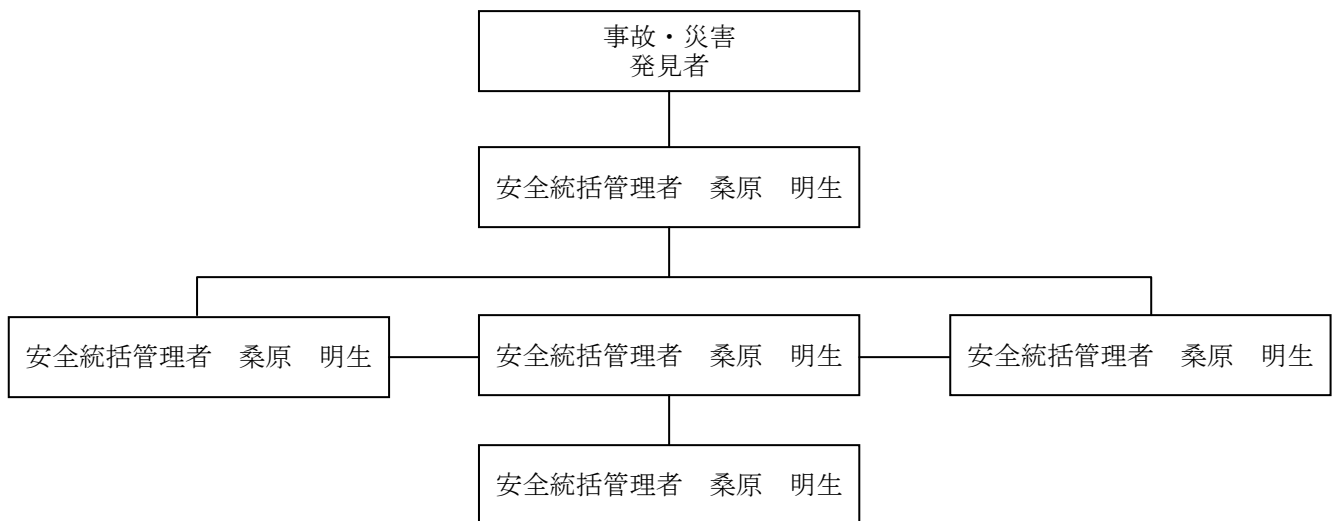
5. 運輸の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

管理体制



※安全統括管理者が病気等の為不在の場合は総括運行管理者が代行する

事故災害に関する報告連絡体制



※安全統括管理者が病気等の為不在の場合は総括運行管理者が代行する

6. 運輸の安全に関する教育及び研修、乗務員の健康診断の実施状況

- ・毎月安全運転目標（毎月1回ミーティング）
- ・安全教育（年4回）
- ・事故災害等訓練（8月）
- ・心肺蘇生法講習会（3月）
- ・社長による現場巡視（毎月）
- ・事故惹起者に対し実技指導、座学指導を実施（随時）
- ・健康診断（2、8月）
- ・無呼吸症候群（SAS）及びMRI対策の推進（2、8月）2年に1回
- ・内部監査員（取締役）による内部監査実施（3月）
- ・経営トップのよるマネジメントレビューを実施（3月）

7. 運輸の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

- (1) 内部監査委員は内部監査を行います。
- (2) 内部監査チェックリストをその都度作成し監査を行い、結果を内部監査報告書 で報告します。
- (3) 是正が必要な場合は是正及び予防処置書にて報告します。

内部 監 査	実 施 日	2019年3月2日
	被監査部門	本社営業所
	監 査 結 果	<p>指摘事項 不適合2件</p> <p>運輸支局の監査により運輸実績報告書を提出不備 点呼の記録の記載事項に不備</p> <p>不適合内容</p> <p>決算月の100日以内に提出しなければいけない運輸実績報告書が提出出来ていなかった。 点呼簿に乗降後点呼の時間、点呼実施者の名前が書けていなかった。</p>

是 正 措 置	措 置 内 容	<p>一般貸切旅客自動車運送事業報告書及び運輸実績報告書は決算月の100日以内に忘れないように提出する。 点呼を記載忘れの無いように週1回見直しをする。 来年度も、現業部の監査を行う。</p>
	措置完了確認日	2019年4月30日

8. 安全統括管理者に係る情報

代表取締役を安全統括管理者として選任している。

・

9. 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

- ・運転者 4名選任している。 (内1名契約社員)
- ・運行管理者 2名を選任している。 (補助者1名)
- ・整備管理者 3名を選任している。 (補助者1名)

10. 事業用自動車に係る情報

- ・大型 0台
- ・中型 3台
- ・小型 2台

11. 文書作成及び管理

(1) 安全管理体制の構築・改善する為に、次に掲げる文書を作成し適切に管理する。

- ・安全管理体制を構築・改善する上で基本となる必要な手順を規定した文書
- ・関係法令等により作成を義務付けられている文書
- ・その他、必要と判断した文書

12. 記録の作成及び維持

(1) 次に掲げる記録を作成し適切に維持する。

- ・安全管理体制を構築・改善する上で基本となる記録
- ・関係法令等により作成を義務付けされている書類
- ・その他、必要と判断した書類

13. 行政処分内容及び是正処置

(1) 今年度、行政処分あり

- ・決算月の100日以内に提出しなければいけない運輸実績報告書が提出出来ていなかった。
- ・点呼簿に乗降後点呼の時間、点呼実施者の名前が書けていなかった。

(2) 是正処置

- ・一般貸切旅客自動車運送事業報告書並びに運運輸実績報告書は決算月100日以内提出する
- ・点呼の記載漏れの無いように週1回見直しをする

2019年4月1日

横瀬観光有限公司

安全総括管理者 桑原 明生